

群馬県立ぐんま天文台における公的研究費の使用に関する行動規範

平成28年2月1日策定

群馬県立ぐんま天文台における公的研究費の適正な取扱いに関する規程第6条第2項の規定に基づき、公的研究費の使用に関する行動規範を定め、1人ひとりがこれを実践するものとする。

研究者及び事務職員（以下「研究者等」という。）は、以下の行動規範を遵守し、適正な研究の遂行に努めなければならない。

- 1 研究者等は、公的研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを認識し、適正かつ計画的・効率的な使用に努めるものとする。
- 2 研究者等は、公的研究費が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則を自覚して行動しなければならない。
- 3 研究者等は、公的研究費の不適切な使用が当事者のみの問題にとどまらず、組織や研究費の使用そのものに対する国民の不信感を招く重大な事態であることを十分に自覚し、不正防止に努めなければならない。
- 4 研究者等は、調査委員会及び監査委員会が行う調査に協力しなければならない。